

令和6年安曇野市議会 6月定例会 追加提案説明書



## 目次

議案第 62 号.....	1
議案第 63 号.....	3
議案第 64 号.....	4
議案第 65 号.....	6
議案第 66 号.....	7
議案第 67 号.....	8



## 議案第 62 号

### 令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）について

#### [補正予算の要旨]

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 7,100 万円を追加し、503 億 6,000 万円とします。

早急に着手する必要がある事業について、補正予算をお願いするものです。

議案書により説明します。

#### [説明事項]

議案書の 2 ページ「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。

(事項別明細書は予算説明書の 13 ページからとなります。)

15 款 国庫支出金は、5,043 万 8 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、38 万 6 千円の増額です。予防接種法に基づく救済給付の認定により、全額「予防接種健康被害給付費負担金」の増額です。

2 項 国庫補助金で、5,005 万 2 千円の増額です。SDGs モデル事業の採択を受けて実施する「さとぷろ。機構」の活動拠点を整備する費用等として「地方創生支援事業費補助金」(2,000 万円)の増額、三郷小学校長寿命化改良工事に係る補助単価見直しによる「学校施設環境改善交付金」(3,005 万 2 千円)の増額です。

19 款 繰入金は、1 億 5,116 万 2 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額、財源調整による「財政調整基金繰入金」の増額です。

22 款 市債は、△1 億 3,060 万円の減額です。

1 項 市債で、三郷小学校長寿命化改良工事における国庫補助金の増額に伴う起債対象事業費の見直しによる「学校施設整備事業(特例債・施設)」(△8,530 万円)の減額、同じく「学校施設改修事業」(△4,530 万円)の減額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、3 ページ「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳出となります。

(事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。)

2 款 総務費は、149 万 6 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、SDGs 推進に要する啓発費用として、全額「企画総務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 17 ページからとなります。)

3 款 民生費は、577 万 7 千円の増額です。

2 項 児童福祉費で、安曇野市こども計画策定に係る費用として、全額「児童福祉総務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の19ページからとなります。)

4款 衛生費は、38万6千円の増額です。

1項 保健衛生費で、予防接種法に基づく救済給付の認定により、全額「予防接種事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の21ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、3,442万4千円の増額です。

2項 林業費で、3,121万9千円の増額です。SDGsモデル事業の採択を受けて実施する「さとぷろ。機構」の活動拠点整備、推進計画策定に要する費用として、全額「林業振興事業」の増額です。

3項 耕地費で、320万5千円の増額です。重光堰頭首工災害復旧工事中の河川増水による被害について、損害賠償請求の調停申立てがあり、合意案が整ったことから和解費用として、全額「耕地総務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の23ページからとなります。)

10款 教育費は、2,891万7千円の増額です。

2項 小学校費で、三郷小学校長寿命化改良工事に係る追加工事、経費見直しにより、全額「小学校施設改修事業」の増額です。

以上が歳出の概要です。

続いて議案書の4ページ「第2表 繰越明許費」です。

年度内での事業完了が困難であることから、新たに設定するもの1件です。

議案書の5ページ「第3表 地方債補正」です。

変更2件です。

先程、歳入の市債でご説明しました三郷小学校長寿命化改良工事に係る地方債限度額の変更となります。

説明は、以上です。

## 議案第 63 号

### 損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、倒木による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

#### 1 損害賠償の相手方 市外事業者

#### 2 事故の概要

令和6年4月9日、観光課が管理する温泉公園内（穂高有明 7718-5）の枯損木が倒れ、落下した枝が近接する宿泊施設駐車場に止めてあったレンタカーに当たり、バックドアガラス、屋根等を損傷させた物損事故です。

#### 3 損害賠償の額

本件事故の原因は、当市が管理する土地の枯損木の倒木により発生したものであり、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として669,113円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

説明は、以上です。

## 議案第 64 号

### 損害賠償請求調停事件の調停を成立させることについて

本事件は、農業用施設災害復旧事業重光堰地区頭首工復旧工事に伴い、河川の増水により、塚原石産興業が保管する砕石の流出にかかわる調停の申し立てをされたものであり、松本簡易裁判所から4月3日付で調停期日呼出状の通知がありました。

2回の調停手続きを経まして、市議会の議決が得られたのち調停を成立させることを確認しました。

市としましては、解決金を支払うことで、申立人との紛争を解決することが望ましいと判断しました。

本日提案させていただき、議決をもって後日調停を成立させたいと考えております。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり調停を成立させることについて、議会の議決を求めるものです。

### 記

1 事件名 松本簡易裁判所令和6年（ノ）第13号損害賠償請求調停事件

2 申立人

長野県岡谷市南宮一丁目7番50号  
塚原石産興業株式会社  
代表者 代表取締役 塚原 富勝

3 概 要

安曇野市が発注する「令和4年度農業用施設災害復旧事業（R3 繰越）重光堰地区頭首工復旧工事」において、工事現場の上流で河川の流れを変える瀬回しを行っていた。

令和5年3月24日頃から降り始めた雨によって犀川が増水し、瀬回しにより水の流れが右岸側に集中したことで、塚原石産興業株式会社から施工業者に「河川が増水して心配である」と連絡があり、市としてもその事を把握していたが、3月28日に千曲川河川事務所の完成検査があることと、令和2年7月と令和3年8月の豪雨により河川が増水したことで、近接する他の農業用施設が被災した経験があり、瀬回しを撤去する判断はできなかった。

河川の流れを変えられなかったことで、塚原石産興業株式会社の土地が侵食され、保管してあった砕石が流出した。このことから、侵食した土地の復旧費用と流出した砕石代を求められた。

その後、本件調停事件では、砕石代を求められ、申立人と相手方との主張に基づき、調停委員の調停によって、別紙調停条項案のとおり解決金315万円で合意するに至った。

#### 4 和解の内容

別紙調停条項案のとおり

(調停条項案において「相手方」とは、安曇野市を指す。)

別紙の調停条項案をご覧ください。

- 1 相手方は、申立人に対し、本件流出事故による損害（本件河川の増水による申立人の骨材の流出損害のほか、申立人所有土地の流出などによる一切の損害を含む。以下同じ。）について、本件解決金として315万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和6年7月31日限り、八十二銀行岡谷支店の「塚原石産興業株式会社」名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件流出事故による申立人の一切の損害に関し、本調停条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は、各自の負担とする。

説明は、以上です。

## 議案第 65 号

### 令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入に係る売買契約について

令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

### 記

- |          |                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入                                                              |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                                                                        |
| 3 契約金額   | 29,007,000 円                                                                                  |
| 4 契約の相手方 | 長野県松本市平田東 1-19-1<br>テクノ・フードシステム株式会社 松本営業所<br>所長 <small>おおがき</small> 大垣 <small>よしゆき</small> 善行 |

説明は、以上です。

議案第 66 号

令和 6 年度鐘の鳴る丘集会所大規模改修工事請負契約について

令和 6 年 6 月 4 日一般競争入札に付した令和 6 年度鐘の鳴る丘集会所大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- |   |        |                                                                                         |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 令和 6 年度 鐘の鳴る丘集会所 大規模改修工事                                                                |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                                                  |
| 3 | 契約金額   | 1 7 2 , 7 0 0 , 0 0 0 円                                                                 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4367 番地 1<br>株式会社 相模組 中信支店<br>支店長 <small>さがみ</small> 相模 <small>ゆうき</small> 悠貴 |

説明は、以上です。

## 議案第 67 号

### 安曇野市農業委員会委員の任命について

現在の農業委員は、本年 7 月 19 日で任期満了となるため、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。

委員氏名については、議案書記載のとおり。

任期は令和 6 年 7 月 20 日から令和 9 年 7 月 19 日までの 3 年間です。